

## Weather Company Max Mobile

本「サービス記述書」は「クラウド・サービス」について規定するものです。該当する注文関連文書には、お客様の発注に関する価格の詳細情報および追加の詳細情報が記載されています。

### 1. クラウド・サービス

「データ」とは、気象に関するコンテンツ、情報、テキスト、天気図、予報、図表、ならびに「クラウド・サービス」のみを用いて表示、伝送および配布のために提供されるその他のコンテンツをいいます。

#### 1.1 オファリング

お客様は、利用可能な以下のオファリングから選択することができます。

##### 1.1.1 Weather Company Max Mobile App – Base

Weather Company Max Mobile App – Base は、お客様が商標付けやスキン処理を行ったり、「データ」を入力したりできる、ホワイト・ラベルの B2B モバイル用気象アプリです。これには、気象の影響を受ける現状バックグラウンド、時間単位/日単位/天気図の詳細のページ、雷/降雨/NWS のプッシュ警報および気象台の警報、ならびに埋め込みバナー/ビデオ広告インベントリーが含まれます。お客様は、自社の「コンテンツ」フィードを追加し、自社の編集に関する要求に従って「コンテンツ」を整理できます。IBM は、お客様のブランドおよびお客様の「コンテンツ」(以下「お客様の商標付きアプリケーション」といいます。)を含めるよう修正された Weather Company Max Mobile App – Base をお客様に提供します。IBM は、お客様の商標が付された Weather Company Max Mobile App – Base を Apple App Store または Google Play Store に公開します。

##### 1.1.2 Weather Company Max Mobile App – Users

Weather Company Max Mobile App – Base を使用する際には、本サービスの使用許諾が必要です。この使用許諾は、1 か月につき 10,000 人の「アクティブ・ユーザー」の増分単位でユーザー・アクセス権限を提供します。複数の使用許諾を購入する場合、任意の Weather Company Max Mobile App – Base で使用することができます。

##### 1.1.3 Weather Company Max Mobile Traffic Map – SDK

Weather Company Max Mobile Traffic Map Software Development Kit (SDK) – Base は、交通量をモバイル・アプリケーションに追加するために開発者が使用するためのモバイル SDK で(本書において「モバイル・アプリ」とも呼ばれます。)、リアルタイムの交通事故および交通量(「停止(Stopped)」 「低速(Slow)」 「中速(Medium)」 「高速(Fast)」 「閉鎖(Closed)」など)を提供します。この SDK は、レーダー、衛星、交通事故および交通量のデータ層を備えています。オンラインの鍵配布により、開発者がそれぞれのモバイル・アプリへの組み込みを即座に開始するためのアクセスおよび導入が可能になります。

##### 1.1.4 Weather Company Max Mobile Traffic Map SDK – Users

Weather Company Max Mobile Traffic Map SDK – Base を使用する際には、本サービスの使用許諾が必要です。この使用許諾は、1 か月につき 10,000 人の「アクティブ・ユーザー」の増分単位でユーザー・アクセス権限を提供します。複数の使用許諾を購入する場合、任意の Weather Company Max Mobile Traffic Map SDK – Base で使用することができます。

##### 1.1.5 Weather Company Max Mobile Weather Map SDK – Base

Weather Company Max Mobile Weather Map Software Development Kit (SDK) – Base は、「データ」とのみ併用されるモバイル・アプリケーションの作成を可能にします。お客様は Weather Company Max Mobile – Weather Map SDK を使用して、各モバイル・デジタル・デバイス(例: スマートフォン)でダウンロードおよび使用するための「お客様の商標付きアプリケーション」を開発、販売、および配布します。かかる

アプリケーションにはお客様の商標を表示しなければならず、かかるアプリケーションは本「クラウド・サービス」からの「データ」を受信して表示するためのみに使用しなければなりません。

### 1.1.6 Weather Company Max Mobile Weather Map SDK – Users

Weather Company Max Mobile Weather Map SDK – Base を使用する際には、本サービスの使用許諾が必要です。この使用許諾は、1 か月につき 10,000 人の「アクティブ・ユーザー」の増分単位でユーザー・アクセス権限を提供します。複数の使用許諾を購入する場合、任意の Weather Company Max Mobile Weather Map SDK – Base で使用することができます。

### 1.1.7 Weather Company Max Mobile – Weather Widgets

Weather Widgets は、開発者が気象コンテンツを既存のモバイル・アプリに追加するためのフレームワークです。このウィジェットでは、アプリケーションのルック・アンド・フィールに適合するようにできる、最新の予報条件に対応する気象コンポーネントが提供されます。このウィジェットでは、対象地域の気象情報の取得、対象地域の視覚的気象情報の表示、対象地域に影響を与える重要な気象状況に関するプッシュ・アラートの受信、対象地域の天気図の表示など、モバイル・アプリ用のツールが提供されます。

### 1.1.8 Weather Company Max Mobile Alerts

Alerts サービスにより、モバイル・アプリケーションのパブリッシャーは、自社の既存のモバイル・アプリケーションに気象警報の機能を追加することができます。利用可能な警報は以下の 6 種類です: 落雷、降水事象、降水予報、臨時、気象警報 - ポリゴン、気象警報 - 行政区画。各ユーザーが有効化するモバイル警報のそれぞれについて「登録」使用許諾が必要です。

### 1.1.9 Weather Company Max Mobile Traffic – Base

Weather Company Max Mobile Traffic – Base により、Weather Company Max Mobile App – Base アプリケーションまたは Weather Company Max Mobile Weather Map SDK – Base を使用しているお客様は、地図上の各道路セグメントについて、交通渋滞、事故、および通行止めの情報を閲覧することができます。

### 1.1.10 Weather Company Max Mobile Traffic – Users

Weather Company Max Mobile Traffic – Base を使用する際には、本サービスの使用許諾が必要です。この使用許諾は、1 か月につき 10,000 人の「アクティブ・ユーザー」の増分単位でユーザー・アクセス権限を提供します。複数の使用許諾を購入する場合、任意の Weather Company Max Mobile Traffic – Base で使用することができます。

## 2. データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート

IBM のデータ処理補足契約書 (<http://ibm.com/dpa> に公開。「DPA」)のほか、以下のリンクの「データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート」(データ・シートまたは「DPA 別表」)にも、「クラウド・サービス」およびそのオプション(処理対象の「コンテンツ」の種類、対象となる処理活動、データ保護機能、および「コンテンツ」の保存および返却についての仕様に関連)に関する追加的なデータ保護情報が記載されています。DPA は、i) EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR)、または ii) <http://ibm.com/dpa/dpl> に記載されているその他のデータ保護法が適用される場合に、その適用範囲に限り、「コンテンツ」に含まれる個人データに適用されます。

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=1D3F6130F6E711E6A4D1A0107E2821F7>

## 3. サービス・レベルおよびテクニカル・サポート

### 3.1 サービス・レベル・アグリーメント

IBM は、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント(以下「SLA」といいます。)をお客様に提供します。IBM は、下表のとおり、「クラウド・サービス」の累積的な可用性に基づき、適用しうる最大の補償を適用します。「可用性」は、契約月における分単位の総時間数から、契約月における「サービス・ダウン」の分単位の総時間数を差し引き、それを契約月における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。「サービス・ダウン」の定義、請求のプロセス、サー

ビスの可用性の問題に関して IBM に連絡する方法については、IBM の「クラウド・サービス」のサポート・ハンドブック ([https://www.ibm.com/software/support/saas\\_support\\_overview.html](https://www.ibm.com/software/support/saas_support_overview.html)) に掲載されています。

可用性	クレジット (月額サブスクリプション料金のパーセント*)
99.9% 未満	2%
99.0% 未満	5%
95.0% 未満	10%

\*サブスクリプション料金は、請求対象月に関して約定した料金です。

## 3.2 テクニカル・サポート

「クラウド・サービス」のテクニカル・サポート (サポート窓口の連絡先情報、重大度レベル、サポート利用可能時間、応答時間、その他のサポート情報およびサポート・プロセスなど) を参照するには、IBM サポート・ガイド (<https://www.ibm.com/support/home/pages/support-guide/>) の「クラウド・サービス」を選択します。

## 4. 料金

### 4.1 課金単位

「クラウド・サービス」の課金単位は、「個別契約書」に記載されます。

以下の課金単位が本「クラウド・サービス」に適用されます。

- 「アイテム」とは、「クラウド・サービス」の利用により管理、処理される、または「クラウド・サービス」の利用に関連する特定のアイテムが 1 回発生することをいいます。本「クラウド・サービス」において、「アイテム」は、ネイティブのモバイル・アプリケーション機能を表す基本のモバイル・コンポーネントに該当します。
- 「アクティブ・ユーザー」とは、直接または間接のいかなる方法においても (例えば、多重化プログラム、デバイスまたはアプリケーション・サーバーを通じて)、「クラウド・サービス」へアクセスする特定のユーザーです。
- 「API 呼び出し」は、プログラマブル・インターフェースによる「クラウド・サービス」の呼び出しです。
- 「登録」とは、「クラウド・サービス」の利用により管理、処理される、または「クラウド・サービス」の利用に関連する、それぞれの固有の登録をいいます。

## 5. 追加条件

2019 年 1 月 1 日より前に締結されるクラウド・サービス契約書 (または同等のクラウド基本契約) については、<https://www.ibm.com/acs> に掲載されている条件を適用します。

### 5.1 お客様の責任

- a. お客様は、i) 商業上合理的な努力をもって、「データ」の部分がお客様のコンピューター・システム、製品または管理下 (以下、「お客様による管理」といいます。) から収集または抽出されることを防止し、ii) 「お客様による管理」から「データ」が収集または抽出されたことが明らかになったか、またはその合理的な疑いが生じた場合は、速やかに書面にて IBM に通知するものとします。この場合、両当事者は、お客様が再発を防止するための商業的に合理的な計画を誠実に協議するものとします。両当事者がかかる計画に合意できなかった場合には、IBM は、「お客様による管理」に属する「データ」を保護するために必要な措置が講じられるまで、「データ」の提供を停止する権利を有します。
- b. お客様は、IBM が、自己の裁量で、「データ」のスタイル、形式、または内容を随時変更したり、「データ」の部分を除くまたは中止したりできることを了承します。ただし、IBM は、「データ」

の重大な変更に関して、同様の立場にある顧客に連絡する際には、連絡先にお客様を含めるものとします。

- c. お客様は常に、お客様のブランドの下で「お客様の商標付きアプリケーション」およびお客様のモバイル・アプリケーションもしくはそのいずれかを配布します。お客様は、画像やその他の資料（たとえば、天気図）に含まれる第三者や IBM の商標および所有権表示を削除してはなりません。また、「データ」に関する IBM の属性要件を常に遵守します。
- d. お客様は、お客様およびお客様のエンド・ユーザーが「お客様の商標付きアプリケーション」およびお客様のモバイル・アプリケーションまたはそのいずれかの使用について全責任を負うことを了承し、それに同意します。
- e. お客様は、Weather Company Max Mobile App – Base の「クラウド・サービス」に関連してお客様のブランドを使用するための、非独占的、全世界にわたる、使用料無料のライセンスを IBM に付与します。お客様のブランドに関連するすべての営業上の信用はすべてお客様のものになります。
- f. お客様は、IBM のアプリケーション・プログラム・インターフェース (API)、SDK、ならびに関連する仕様および文書は IBM の機密情報であり、本 SD の条件に従わない使用および開示は認められないことに同意します。
- g. 本「サービス記述書」に従って提供された「データ」は、お客様が IBM と締結した注文関連文書で指定されたその他の「クラウド・サービス」オフリングと関連してのみ使用できます。
- h. お客様は、お客様による「データ」の使用が許可されるか否かを自ら判断し、必要な場合は、「データ」を実行または使用する国において、必要なすべての使用許諾、許可、承認もしくは認可を政府機関から取得する責任を負います。また IBM の本 SD に基づく義務は、上記のことを条件とします。
- i. 以下は、お客様の責任となります。
  - (1) インターネットへの接続、および「クラウド・サービス」の使用に必要なハードウェアまたはソフトウェア (IBM が提供する「プログラム」以外) への接続。
  - (2) マーケティング、「お客様の商標付きアプリケーション」およびお客様のモバイル・アプリケーションまたはそのいずれかの配布、および App Store 条件の遵守。
  - (3) 「お客様の商標付きアプリケーション」およびお客様のモバイル・アプリケーションまたはそのいずれかに対して、自社のプライバシー・ポリシーおよびご利用条件を提供すること。プライバシー・ポリシーには、第三者のプロセッサが「お客様の商標付きアプリケーション」およびお客様のモバイル・アプリケーションまたはそのいずれかを運用するのに必要なエンド・ユーザー情報にアクセスしたり、それを受け取ったり、使用したりすることを明確に許可する規定を含まなければなりません。これには、当該エンド・ユーザーが提供する固有の ID および場所の情報が含まれますが、これに限定されません。
  - (4) 「お客様の商標付きアプリケーション」およびお客様のモバイル・アプリケーションまたはそのいずれかがエンド・ユーザーの正確な地理的場所を示す情報を収集、処理、または開示する際にエンド・ユーザーから明確な同意を入手すること。
  - (5) 自社のプライバシー・ポリシーを維持して遵守し、適用される法規制を遵守すること。
  - (6) データ・プロセッサとして自社の義務の遵守を確保できるよう IBM を支援すること。これには、データ主体の権利を行使するデータ主体による要求に応えること、および監査に協力することが含まれますが、これらに限定されません。